

## 令和6年度 第1回松山市国民健康保険運営協議会議事録

令和6年11月5日(火)14:00~15:10

松山市役所別館6階 第1委員会室

出席者 委員(17名中14人)

被保険者代表 : 河端委員 松下委員 竹内委員 岡田委員 梶川委員

保険医又は保険薬剤師代表 : 井上委員 宇田委員

公益代表 : 田中委員 北川委員 加藤委員 越智委員 大鹿委員

被用者保険等代表 : 谷水委員 三浦委員

会長 田中委員

### 議事事項

傍聴人の報告(3名)

欠席者の確認(3名)

会長選出(田中委員)

諮問(国民健康保険事業の健全化について)

議事録署名人の指名(梶川委員)

議題(1)本市国保会計の収支状況と分析について

事務局から資料の説明後、質疑を行った。

会長

意見・質問等はないか。

(委員意見・質問等なし)

議題(2)本市国民健康保険料の見直しについて

答申内容を議論するため事務局の説明後、審議を行った。

### 公益代表委員

保険料見直しの視点1で歳出事業の見直しにあえて積極的と書かれているが、具体的にどういった事業を見直すのか。

### 事務局

令和5年度の決算額で見ると、医療機関等に支払う保険給付費が 71.46%、県に支払う国保

事業費納付金が 25.81%、諸支出金が大体 0.44%、これら義務的経費が 97.7%を占めている。また、人件費などの総務費、基金積立金は財源として保険料が使われていない。残った保健事業費 0.89%が削減可能な経費となるが、特定健康診査、特定保健指導、また医療費適正化事業などは、国から強く実施が求められているため、大幅な見直しは難しいと考える。

そこで、保健事業として任意に実施している「はり・きゅう助成事業」の見直しを検討している。本事業は、本市の国保被保険者が、保険適用外のはり・きゅう施術について市指定の施術所で施術を受けたとき1回 1,000 円、月8回まで助成しているもので、被保険者の健康保持・増進を目的に昭和39年度から実施してきたが、利用者は国保加入者の 2.6%とかなり減っており、継続実施の必要を見いだすににくい状況となっている。

また、医師が認めるはり・きゅう施術は保険適用が認められており、受領委任制度の認定を受けた施術所では、他の医療と同じように3割負担で受診できるようになっている。

こうしたことから、国保の厳しい財政状況の中、保険料を財源として事業を実施していくのは難しいと考えている。

#### 公益代表委員

事務局からの説明に大体納得はしているが、一つ疑問がある。なぜ、子ども子育て支援金がここに入ってきたのか。

#### 事務局

国が各保険者で集めることを決定したもので、我々としてはいたしかたない。

#### 公益代表委員

保険料の収納率が県内で低い方なのは理由などがあるのか。

#### 事務局

令和5年度の収納率は 94.35%となっている。コロナの期間中は低下したが、回復傾向にある。今後は少しでも収納率を上げていきたい。

#### 公益代表委員

令和4年度から赤字になる可能性は十分考えられたと思うがどうか。

#### 事務局

令和4年度の赤字は、我々が想定した以上に国保加入者が減少したことが要因であり、収支予測は難しい面がある。

#### 被用者保険等代表委員

はり・きゅうに関しては、保険適用外は助成していない。本人が10割一旦支払って健保組合に

申請してきて、保険適用になる部分について支払い、それ以外は助成していない。健全化を目指すために検討の参考にさせていただければと思う。

### 事務局

他の保険者の状況をお伝えいただいたので、他市町の状況もご説明する。

県内では松前町を除き19市で、はり・きゅうの施術扶助を実施しているが、そのうち10市町は自治体の財源を使っており、保険料は使っていない。また、中核市では、保険料を財源に実施しているのは62市中9市のみとなっている。

### 被用者保険等代表委員

保険料を見直していく中で、説明のあった歳出事業の積極的な見直しと歳入増加の取り組みの計画を粛々と進めていただきたい。

我々被用者保険も、健診や保健指導、医療機関との関わりについてしっかり努力し、こちらから国保へ送り出すときにより良い状態で移行していただければと思っている。

また、重複受診・多剤服用対策にも積極的に手を付けていただきたい。健診受診率が高い、健康指導の実施率が良いところは、医療費が平均と比べると1万円程安いので、例えば優秀な地域の取り組みを他の地域に広げていくような取り組みをお願いしたい。

### 医療機関代表委員

具体的に標準世帯の金額がどれくらい上がるかというような数字はあるのか。

### 事務局

来年度の標準保険料率は年明けに示されるため、現時点で具体的な金額はお示しできないが、既に均等割と平等割をあわせて2万5千円程度乖離しているため、これを平均し改定するイメージでご理解いただきたい。

### 医療機関代表委員

形式収支が黒字から赤字になるということだが、今後これを収支トントンでずっと通すのか、それとも多少なりとも積立金というか剰余金を確保するのか、どのような予定か。

### 事務局

収支均衡を目指しているが、一度に黒字化するのではなく、繰越金 28.4 億円を活用しながら徐々に収支を均衡させたい。また、繰越金は、国の基準では10億円程度必要となるが、保険料水準統一後の繰越金の取り扱いがどうなるか県とも協議して必要な額を維持していきたい。

### 被保険者代表委員

令和4年度から段階的に差を縮めていくような努力があれば、少しは負担を減らせたのではな

いか。また、令和6年度に標準保険料率への移行した西条市の方はスムーズに進んだのか。

#### **事務局**

今年3月に愛媛県が保険料水準統一に向けたロードマップを示し、県内市町が移行に向けた取組を始めている。本市の場合、R4年度の赤字を受けてすぐに改定するのではなく、繰越金を使い、被保険者の負担増加を出来る限り抑えてきた。また、西条市は2カ年で、一気に値上げしている。

#### **被保険者代表委員**

家庭も赤字は直さないといけないし、どうしようもないかなとは思っているが、改定額はなるべく少ない程度でやっていただきたい。

#### **被保険者代表委員**

個人的には、日本は保険を利用して充実した医療が受けられると思っているし、家族が今年、高額医療の手術ですごくお世話になり、保険に入っていて良かったのだろうなと思っている。

だから、赤字だったら保険料を上げるしかないと思っているが、例えば、高齢者の方とか生活レベルによって大変な方もいるので、そういう方に配慮して欲しい。

#### **被保険者代表委員**

保険料を払う側からすればあまり上げて欲しくないが、しょうがないのかなと思う。少し複雑な心境である。なるべく改定額は抑えていただきたい。

#### **被保険者代表委員**

はりきゅうを利用することもあるがやむを得ない。できるだけ早く赤字にならないような対策をしてもらいたい。

#### **会長**

意見も出尽くしたようなので、諮問に対する答申の骨子を検討したい。まず、「見直しの内容」の①について、国保会計の収支状況は2年連続で赤字となった。歳入増加と歳出事業の見直しが必要不可欠である一方、このまま推移すると、令和9年度には繰越金を使い果たし、形式収支が赤字になることを考慮すると、早急に保険料の見直しが必要であると考えているが、いかがか。

(意義なし)

#### **会長**

本項目に関し、保険料を財源とする市単独のはり・きゅう助成事業は、他の保険制度の実施状況などを踏まえると、保険料を改定する以上、廃止すべき、という意見や、医療費の適正化や保険料収納率の向上、国費や県費の財源確保に一層努めて欲しい、といった意見を付記事項として合

わせて市に答申してはどうかと考えるが、いかがか。

(意義なし)

#### 会長

次に、「見直しの内容」の②について、国保財政運営の責任主体である都道府県が県下の国保運営方針を定め、市町村はその方針に基づき事務の実施に努めることが法律で定められている。こうした中、国の「保険料水準統一加速化プラン」に基づき、県の運営方針が改定され、保険料水準統一に向けた県下の工程が期限とともに具体的に示されている以上、松山市も標準保険料率への移行を着実に進めるべきであると考えているが、いかがか。

(意義なし)

#### 会長

最後に、「見直しの内容」の③について、現在、松山市と県の標準保険料率は、均等割と平等割で、それぞれ21,847円、4,040 円の大きな開きがあり、一度にこの差を解消すると、大きな影響が懸念される。令和7年度から保険料を改定し、令和11年度までに標準保険料率に移行することはやむを得ないとしても、改定に伴う被保険者への影響には十分配慮していただきたい。

そこで、保険料の段階的な改定や改定額の平準化により、最大限の激変緩和措置を講じるよう強く要望したいと考えるが、いかがか。

(意義なし)

#### 会長

なお、本項目に関しては、県の標準保険料率の一時的な急増により、改定額が前年度の改定額を大幅に上回ることが懸念されるため、そうした場合には、改定額を調整し、令和 11 年度までの保険料で改定額を平準化するよう、激変緩和措置をより徹底していただきたい。

また、各年度の保険料率については、内容を検証するため愛媛県の示した標準保険料率に基づく算定結果を本協議会に報告することを求めたいと考える。これらの考えを付記事項として合わせて市に答申してはどうかと考えるが、いかがか。

(意義なし)

#### 会長

それでは、以上の協議内容を骨子として答申案を作成し、次回開催する当協議会でお諮りした後、結論を得たいので、よろしく願います。なお、答申案は作成後に事務局から各委員に送付させるので、事前に確認をお願いします。

以上で議題は終わったが、何か意見などはないか。

(委員意見等なし)

**会長**

意見が無いようであれば以上で終了とする。

(閉会)